

各施設の長 様

静岡県健康福祉部健康局
国民健康保険課長

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等に係る調査について（依頼）

「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号）（最終改正：令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 9 号）以下「国通知」という。）に基づき貴施設の状況及び配置医師等を下記のとおり調査するので、御協力をお願いします。

記

- 1 調査の概要 別添のとおり
- 2 報告様式 別紙報告様式（令和 6 年 4 月 1 日現在の状況で報告願います。）
- 3 報告期限 令和 6 年 6 月 24 日（月）（期間厳守でお願いします。）
- 4 報告方法 E-mail 又は F A X で、報告様式のみを 5 の報告先に送付して下さい。
<送付文は不要です。>

Microsoft Outlook で送信する場合、メール形式をテキスト形式で送信してください。
※リッチテキスト形式で送付しないでください。（不具合を起こすことがあります）
（参考）Outlook2010 の場合、メール形式の変更は
ファイル⇒オプション⇒メール⇒次の形式でメッセージを作成する から可能です。

- 5 報告先及び問合せ先（担当）
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県健康福祉部国民健康保険課 事業運営班 高橋 TEL 054-221-2333
E-mail kokuho@pref.shizuoka.lg.jp
F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 3 2 9 1 （番号をお間違えないように）

- 6 その他
 - ・ 報告のあった配置医師には当課から連絡をすることがあります。契約書等を確認の上、正確な報告をお願いします。
 - ・ この調査に係る通知及び国通知の内容については、必ず配置医師にもお知らせください。
 - ・ 報告内容はとりまとめて、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設及び配置医師等の一覧表”として各保険者、審査支払機関、東海北陸厚生局に提供します。

別添

1 調査の趣旨

特別養護老人ホーム等の配置医師が、施設入所者に対して行う保険診療については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付で評価されているため、国通知により、初診料、再診料など診療報酬を算定できない項目が定められています。

このため、診療報酬の審査や点検において、各施設の配置医師の情報が必要となりますが、各保険者等が、こうした情報を得るのは困難であるため、同じ国通知の中で、県は情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知に努めることとされています。

2 調査対象施設

国通知	施設名	関係法令等
1(1)	養護老人ホーム (定員 111 名以上)	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第1項第2号
	特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第1項第2号、第56条第1項第2号
	指定短期入所 生活介護事業所	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第121条第1項第1号
	指定介護予防 短期入所生活介護 事業所	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第129条第1項第1号
1(2)	併設医療機関の医師 (病院又は診療所と特別養護老人ホームが併設されている場合の当該病院又は診療所の医師)	← (養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設、盲導犬訓練施設、救護施設、児童心理治療施設も同様)
1(3)	指定障害者支援施設 (障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条第1項第1号
1(4)	療養介護事業所	障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所
1(5)	救護施設 (定員 111 名以上)	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第11条第1項第2号
1(6)	児童心理治療施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項

3 留意事項

国通知に定める「配置医師」が行った診療について、誤った認識による診療報酬請求により、保険医療機関が診療報酬返還を求められる事例が見受けられます。

つきましては、貴施設においても当該通知の趣旨を御理解の上、配置医師及びその他医師による入所者に対する診療について適正な取扱いをお願いします。

また、入所者に対する健康管理（健康診断）に係る検査については、保険診療ではなく、保険請求できないことに留意して下さい。

なお、配置医師変更等があった場合には、その都度当課あて報告してください。